

6 中小企業向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除」(別表六(十))などのように中小企業者等のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられている租税特別措置があります(上記1・4を除きます。)。

⇒ このいわゆる中小企業向けの租税特別措置の中小企業者に該当するかどうかは、次により判定することができます。

中 小 企 業 者 の 判 定 表										
発行済株式又は出資の総数又は総額		a		大株 規 式 模 法 数 人 等 の 保 有 明 す る 細	順位	大規模法人名		株式数又は 出資金の額		
aのうちその有する自己の 株式又は出資の総数又は総額		b			1		i			
差 引 (a) — (b)		c					j			
常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数		d	人				k			
大数等 規模の法人の保有 株式割合	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (i)	e					l			
	保 有 割 合 (e) / (c)	f	%				m			
	大 規 模 法 人 の 保 有 す る 株 式 数 等 の 計 (o)	g					n			
	保 有 割 合 (g) / (c)	h	%		計 (i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)		o			
判定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合					⇒「中小企業者」 非該当		
	資本又は出資を有しない法人		「d」が1,000人を超える場合							

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ~ n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人(※)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(※) 大規模法人とは、次の①~③の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- ③ 次のイ又はロの法人
 - イ 大法人(次の(i)~(h)の法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - (i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
 - (ロ) 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - (ハ) 受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人(イの法人を除きます。)

(注) 適用除外事業者に該当する法人は、中小企業向け租税特別措置の適用を受けることができませんのでご注意ください。適用除外事業者については、8ページをご参照ください。

7 中小企業向け租税特別措置の一覧

中小企業向けの租税特別措置や一定の取扱いが設けられている租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
①	六(十)	中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六(十二)	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六(十五)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
④	六(二十)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑤	六(二十二)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑥	六(二十三)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑦	六(二十四)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑧	六(二十六)	情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑨	十二(二)	中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書
⑩	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

(注) 1 上記のほか、被災代替資産等の特別償却（措置法43の2）や特定事業継続力強化設備等の特別償却（措置法44の2）など、特別償却のみの制度にも中小企業向けの租税特別措置があります。

2 特別償却等の適用を受ける場合には、該当の別表十六に「特別償却の付表」を添付してください。

3 上記別表及び特別償却の付表は、国税庁ホームページ

[「令和6年4月以降に提供した法人税等各種別表関係\(令和6年4月1日以後終了事業年度等分\)」](#)に掲載しています。

【法人税等各別表関係】



(注) 適用除外事業者に該当する法人は、中小企業向け租税特別措置の適用を受けることができませんのでご注意ください。適用除外事業者については、8ページをご参照ください。

8 適用除外事業者

適用除外事業者とは、中小企業向け租税特別措置の適用を受けようとする法人（以下「判定法人」といいます。）のその事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（次の①～⑤の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措置法42の4^⑰八、措置法令27の4^⑱～^㉓）。

したがって、次の①～⑤の事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

① 判定法人の判定対象年度に係る各基準年度を還付所得事業年度とする欠損金の繰戻し還付の適用があったこと【3号】

② 判定法人が特定合併等^(※)に係る合併法人等に該当すること【4号】

(※) 特定合併等とは、合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継）のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日（以下「基準日」といいます。）から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます（措置法令27の4^㉑一）。

③ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は人格のない社団等に該当していたこと【5号】

④ 判定法人が外国法人であること【6号】

⑤ 判定法人が基準日から判定対象事業年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していたこと【令和2年6月改正前の旧4号】

⇒ 適用除外事業者に該当するかどうかは、9ページの「適用除外事業者の判定表」により判定することができます。

9 適用除外事業者の判定表

適用除外事業者の判定表				
設立の日の翌日以後3年を経過していない場合				非該当
調整計算の要否		不要 ・ 要 〔措置法令第27条の4第18項第()号又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号〕		
事業年度		各基準年度の所得金額 (別表「1」等) (マイナスの場合は0)	(1)に対する法人税の額に係る欠損金の繰戻し 還付の金額の計算の基礎となった欠損金相当額	各基準年度の月数
		1	2	3
基準 年度	: :	円	円	月
	: :			
	: :			
	: :			
	: :			
	: :			
計				
基準年度の平均所得金額 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 12		4	円	
調整 計算が「要」 である 場合	(1の計) - (2の計) ((3の計) > 36の場合には、 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 36の金額)	5		
	合併等調整額	6		
	加算対象連結所得金額	7		
	計 (5) + (6) + (7)	8		
	平均所得金額 (8) / 3	9		
適用除外事業者の判定 ((4) 又は (9) > 15億円は該当)		10	該当 ・ 非該当	

- (1) 設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者に該当しません。ただし、8ページの②～⑤等の事由に該当する場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うこととなりますのでご注意ください。
- (2) 8ページの②～④の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第27条の4第18項第()号又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号）」欄に該当する号(8ページの②～④の【 】の号をいい、複数の号に該当する場合には全ての号)を記載し、令和2年6月改正前の措置法令(以下「令和2年旧措置法令」といいます。)第27条の4第22項第4号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》(8ページの⑤)に該当しない場合には、「又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号」を二重線で抹消します。この場合、基準年度の平均所得金額に一定の調整を加えて計算した金額(「5」から「9」までの各欄)により適用除外事業者の判定を行うこととなりますのでご注意ください。
- (3) 「合併等調整額6」には、措置法令第27条の4第19項第3号から第5号まで《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する合併等調整額を記載します。
- (4) 「加算対象連結所得金額7」には、令和2年旧措置法令第27条の4第23項第4号ロに掲げる金額(「6」欄の金額の計算の基礎とされた金額を除きます。)を記載します。